



Title	公信用と信用制度
Author(s)	松井, 安信
Citation	北海道大學 經濟學研究, 28(1), 1-21
Issue Date	1978-03
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/31404">http://hdl.handle.net/2115/31404</a>
Type	bulletin (article)
File Information	28(1)_P1-21.pdf



[Instructions for use](#)

# 公信用と信用制度

松井安信

公信用ないし国家信用は上部構造の国家規定に属する範疇であるから、『資本論』が研究課題とした、いわゆる原理論レベル——資本主義の一般的法則を解明する——では捨象されるべきだという見解が支配的なように思われる。さいきん論争されている〈発券集中論〉も、このような理解の延長線上にあるものと考えられる。というのは、論者が意識するといなとを問わず、その中心的課題が信用制度の基軸にある中央発券銀行とその背後に立つ国家信用との関連をいかに理解するかに懸っているからである。公信用と信用制度を解明する手がかりとして、われわれはマルクスが『資本論』の準備ノートとして残した幾つかの「経済学批判体系」プランと『資本論』に散見される多くの示唆をもっている。この小論ではこれらの示唆ないしプランを参考にしながら、〈プラン論争〉で大方の論者の意見が一致したと思われるつぎの点——景気変動、とりわけ恐慌論は『資本論』によって残された課題——の体系化において公信用と信用制度とはいかなる関連にあるのか、について考えてみたい。この主題はわが国における戦後の〈プラン論争〉と〈現代不換銀行券論争〉を契機として新しく提起されたものであるが、その研究の成果は1930年代の世界恐慌に対処して各国で実施された兌換停止による「管理通貨制度」の必然性やメカニズムを解明するために、また近くは1971年8月の、いわゆるニクソン・ショックによる金・ドル交換停止以降の国際通貨ドルの本質や流通根拠を解き明かすために重要な手がかりを与えてくれるであろう。

## 1. 問題の出発点

わたしがこの問題に関心をもったのは、やはり前述の二つの論争を契機としている。第1、現代不換銀行券論争との関連について——この論争は周知

のように岡橋保氏の不換銀行券＝信用貨幣説に対する、飯田繁、三宅義夫、麓健一諸氏の不換銀行券＝紙幣説が相對峙して現代不換銀行券の本質と運動法則をめぐる展開されたものである。わたしは両説から代表的見解として岡橋氏の信用貨幣説と飯田繁氏の紙幣説をとりあげて検討した結果、つぎのことが明らかとなった。その詳細は拙著<sup>1)</sup>にゆずる。信用貨幣説は不換銀行券の本質における〈債務の内容〉が私的銀行信用とは明らかに異質と思われる公信用ないし国家信用まで拡大解釈されて「信用の利子うみ資本化」『貸付けられた銀行手形』＝信用貨幣が説かれていること。

これに対し紙幣説の飯田氏の見解をみると、貨幣論の規定としてはエンゲルスの規定に拠って不換銀行券＝国家紙幣——紙幣流通の（諸）法則にしたがうが、信用論の規定では、周知のマルクスの命題<sup>2)</sup>に拠りつつ、イングランド銀行の金無準備銀行券をもって兌換銀行券が不換銀行券＝価値表章へ転化する〈内在的必然性〉を説かれた。この論証はあまりにも銀行窓口視点であり、また信用論の規定といわれながらあまりにも貨幣論の価値表章の必然性の論証に偏っており、景気変動、とくに恐慌論や公信用の擬制資本化（氏の引用文章の後半に規定された）を抜いた見解ではないか。

第2は、『資本論』の研究方法与対象についてマルクスじしんが準備ノートに示した幾つかのプランをめぐる論争に関連して——「資本一般説」も「三部門説」も両者の中間説もほぼ一致した意見は景気変動、恐慌論の体系化が『資本論』の残した課題であるということ。この観点から『資本論』そして当面の信用論を読み返してみると、その第3巻第5篇第25章の「信用と空資本」の冒頭にもプランに指示された「I 資本一般」の「理想的平均」を前提とした分析方法とそれに基づく〈公信用〉の問題が捨象されていること、すなわち——

「ここではただ、資本主義的生産様式一般の特徴づけのために必要な僅かばかりの点を明らかにするだけでよい。その際われわれは商業信用及び銀行信用を取扱うに止める。この信用の発展と公信用の発展との関係は考察外<sup>3)</sup>におかれる。」

ところが同じ章に各国の主要な発券銀行は「国立銀行と私立銀行との奇妙な混合物として事実上その背後にナショナル・クレジットを有し、その銀行券は多かれ少かれ法定の支払手段である」とのべられている。さらに、第30章の「現実資本と貨幣資本」以下の諸章では景気変動、とくに恐慌が数多く言及され、この局面でのイングランド銀行券の流通根拠を示唆するかのよう<sup>4)</sup>に、しかし何らの説明もなく〈法貨〉規定あるいは〈国家信用〉が付加されている。たとえばつぎのようである。

「恐慌の瞬間には手形流通はまったくだめになる。各人が現金支払だけを受取ろうとするので、誰も支払約束を使用することができない。ただ銀行券だけが、少なくとも今日までイングランドでは流通能力を保持する。それは、国民がその全部の富をもってイングランド銀行の背後に立っているからである。」<sup>5)</sup>

中央発券銀行の背後にナショナル・クレジットがあり、その銀行券に法貨性が賦与されている、という意味はいかに解すべきであろうか。

このむずかしい問題を解くため、また不換銀行券論争を方法論的に整理するためには、迂遠なようだが『資本論』を典拠主義によるのではなく、その研究方法と課題について確認しておく必要がある。その手がかりとして「体系」プランもあわせて再検討する必要がある<sup>6)</sup>はしないか。そして一応えられた結論（その詳細は拙著参照）の要旨はつぎのとおりである。

#### 『資本論』の方法と研究課題

①『資本論』はそれが現行の理論体系に形成されるまでに部分的変更や内容の充実・豊富化はみられるが、プランの「資本一般」(註記(6)参照)の理論体系としての基本的性格は当初のプランがいぜんとして保持された。②けれども、この著作では当初プランでは「1.資本一般 2.競争 3.信用 4.株式資本」のうちの2~4、あるいは「Ⅱ土地所有」「Ⅲ賃労働」の基本規定が含まれたが、これらの諸項目、とくに個別資本視角にもとづく2~4の「資本一般」への編入も、さきに引用したとおり、あくまで「資本制的生産様式一般の特徴づけ」に必要なかぎり<sup>7)</sup>に限定されていた。③プラン後半体系に属す

る「国家」「対外関係」「世界市場<と恐慌>」も主題に必要なかぎり限定つきで論及ないし示唆されているにすぎない。④したがって、個別資本視角にもとづく景気変動とくに恐慌論の動態分析やここでの主題である恐慌局面での公信用と信用制度との論理的関連についての究明は、『資本論』の方法と課題からいって、究極の、総括的な課題として残された。

以上の結論を例証するために、『資本論』の総括である第3巻第7篇のいわゆる「三位一体方式」から少し長いが周知の文章を引用しておこう。

「生産諸関係の物化と生産当事者たちにたいするその独立化の説明においては、われわれは、世界市場、その諸景況、市場価格の運動、信用の期間、産業および商業の循環、繁栄と恐慌との交替を通じて、いかに諸関連が彼らにたいして、圧倒的な、彼らが無意志的に支配する自然法則として現われ、彼らに対立して自己を盲目的必然として貫徹するか、という仕方には立入らない。なぜかといえば、競争の現実の運動はわれわれの計画の外にあるもので、われわれはただ資本主義的生産様式の内部組織を、いわばその理想的平均において説明すればよいのだからである。」

この「理想的平均」に限定された研究方法は、再生産の均衡を前提とした静態分析の方法である。したがって、プランの一部変更の一つとして指摘される「2.諸資本の競争」をとり入れた第3巻第9章の「一般的利潤率（平均利潤率）の形成と商品価値の生産価格への転化」第10章「競争による一般的利潤率の平均化、市場価格と市場価値、超過利潤」においても、市場価格の市場価値ないし生産価格の一時的・周期循環的な乖離ないし偏倚は、「過ぎ去った運動の平均」によって「プラスとマイナスとして相殺」され、それぞれの価値基準に収斂される方法が保持されている。（価値一定の前提）

このような『資本論』の方法を理解せずに、「資本一般」で一応基本的に捨象されていた前述のプラン2～4などの個別資本視角にかかわる諸項目＝変動要因を導入して景気変動の動態分析を行えば、宇野弘蔵氏のように「永久的に同じ運動を繰り返す」均衡論的景気論になるか、不換銀行券論争にみられるような<価値一定>の条件を前提とする循環的物価変動＝貨幣の相対価

値論→貨幣数量説になることはとうぜんの道筋である。マルクスが意図した恐慌論はそのような内容のものでなかったことはつぎのプランでの彼の指示によって明らかである。小論の主題とも関連しているのでつぎに引用しておこう。

「体系プラン」は幾つか残されているが、ここではノートMのプランを中心に「国家」の位置づけ、「世界市場と恐慌」の指示についてみよう。

- ① 1) 一般的・抽象的諸規定……。
- 2) ブルジョア社会の内部的仕組みをなし、また基本的諸階級が存立する基礎となっている諸範疇、資本、賃労働力、土地所有、……三大社会階級、これら諸階級間の交換、信用制度（私的）。
- 3) 国家の形態でのブルジョア社会の総括。それ自体との関係での考察。「不生産的」諸階級、租税、国債、公信用、人口、植民地、移住。
- 4) 生産の国際的關係、国際的分業、国際交換、輸出入、為替相場。
- 5) 世界市場と恐慌。<sup>8)</sup>

## ② ノートⅡ

（前半項目省略—引用者）

次には、国家（国家とブルジョア社会—租税、または不生産的諸階級の存在—国債—人口—外側にむかっての国家、すなわち、植民地、外国貿易、為替相場、国際的鑄貨としての貨幣—最後に、世界市場、ブルジョア社会が国家をのりこえて<sup>9)</sup> 拡張すること。恐慌、交換価値に立脚する生産様式と社会形態の解体……。

- ③ 世界市場が終篇をなす。この世界市場の篇では、生産は総体性として措定され、またその諸契機のいずれもが同様に措定されている。だが同時にそこではすべての矛盾が過程に登場する。世界市場はこのばあいにも同様に全体の前提をなし、その担い手をなす。そのさい恐慌は、前提をのりこえることへの<sup>10)</sup> 全般的な指示であり、新しい歴史的形態の受容への促迫である。

みられるように①「体系プラン」では「ブルジョア社会の総括」としての国家範疇の前に三大社会階級、これら諸階級の交換、信用制度〈私的〉と指

示されて、私的銀行信用と上部構造に関連する公信用（国家信用）との論理的区別は明確である。②しかし、『資本論』では個別資本視角に関連する諸資本の「競争」「信用」の利用が「資本一般」の法則を解明するに必要なかぎりで論及され、前述のように景気変動—とくに恐慌—についても基本的に価値水準一定を前提として論及されているにすぎない。③それにたいし、プランでの「世界市場と恐慌」はまさに動態分析の基本的方法を指示し、そして現実の資本主義的運動を総括する終篇をなし「交換価値に立脚する生産様式と社会形態の解体」あるいは「世界市場は……全体の前提をなし、その担い手をなす。そのさい恐慌は、前提をのりこえることへの全般的な指示であり、新しい歴史的形態の受容への促進である」というように、体制変革に通ずる危機的本質が指示されている。④かくて、②の個別資本視角と「競争」「信用」「集中」の変動要因を導入した景気変動、とくに恐慌局面における＜価値革命＞と社会総資本の再生産の流動性齟齬—私的銀行信用制度の動揺で信用制度の基軸である中央発券銀行の信用に、公信用ないし国家信用がオーバー・ラップしてくる。プランにいう「ブルジョア社会の総括」としての国家が内側に向っては＜租税、国債、公信用……＞などによるブルジョア体制の維持・強化に反作用し、外側に向って外国貿易、為替相場……＞『資本論』でいえば第3巻第35章「貴金属と為替相場」そして最終篇の「世界市場と恐慌」が＜総体性＞として措定され、同時に＜すべての矛盾が過程に登場する。＞

『資本論』の方法と景気変動との関連—恐慌局面における中央発券銀行の銀行信用と公信用（国家信用）および同行券の兌換規定プラス法貨規定との内在的関連について、理論的・実証的に検討して、私見として、貨幣論的には銀行券の兌換プラス法貨規定、信用論的には銀行信用と公信用の二重の擬制資本化による＜二重の本質と二重の運動＞という命題を提示した。表現は飯田繁氏のそれと同じだが、理論構成がちがっている点については前掲拙著所収「兌換銀行券のいわゆる＜転化＞問題」(1)(2)北大『経済学研究』第12巻第3号、第13巻第1号)を参照されたい。

- 1) 松井安信『信用貨幣論研究』日本評論社，第4章，第5章参照。
- 2) 「銀行が，その地下室にある金属準備によって保証されていない銀行券を発行する限りでは，銀行は価値標章を創造するのであって，この標章は単に流通手段を形成するのみではなく，この無保証銀行券の名目額だけ銀行にとっての追加資本—空資本であるとはいえ—をも形成する。」(『資本論』岩波文庫，以下(岩)と省略。⑩，356頁)。
- 3) マルクス『資本論』(岩)⑩，112頁。
- 4) 同上，同上(岩)⑩，119頁。
- 5) 同上，同上(岩)⑩，355頁。
- 6) 松井安信『マルクス信用論と金融政策』ミネルヴァ書房，序章「資本論の方法」参照。  
 マルクス『剰余価値学説史』I，全集26 I XVI頁。  
 「経済学批判」のプラン (1858~1862年)  
 I 資本について  
 1 資本一般  
 a 商品      b 貨幣  
 c 資本  
     資本の生産過程 (内容省略—引用者)  
     資本の流過程  
     両過程の統一または資本と利潤 利子  
 2 競争  
 3 信用  
 4 株式資本  
 II 土地所有  
 III 賃労働  
 IV 国家  
 V 外国貿易  
 VI 世界市場
- 7) マルクス『資本論』(岩)⑩，365頁。
- 8) マルクス『経済学批判要綱』高木幸二郎監訳 I，30頁。
- 9) 同上，同上，II，185頁。
- 10) 同上，同上，I，146頁。



## 2. イングランド銀行の背後にナショナル・クレジット、同行券に法貨規定、とはいかなる内容のものか

さきにもふれたように、自由競争段階では信用制度は産業資本の産物として〈純粋資本主義〉の論理で説くべきであるというのが支配的見解である。これまでみてきたように、これらの見解は「資本一般」の法則を解明する『資本論』の方法に限定するかぎりわれわれも同じ意見である。しかし、「体系プラン」の前半体系で基本的に捨象されていた「競争」「信用」などの個別資本視角を導入して景気変動の動態分析に論理次元が上向し、それに伴ってプランの「国家」以下の範疇にまで〈具体化〉が進んでくると、前述のような『資本論』では、中央発券銀行の背後に〈ナショナル・クレジット〉や〈全国民の富〉によるバック・アップが指示され、同行券が兌換とともに法貨性を賦与されていることが必ず指摘されている。このことは、同行券が国民的通貨となったことの法的追認だとする見解が支配的である。ここでは枚挙に暇がないので、2～3の見解を紹介するとどめよう。

後述するように、わたしがうへの命題の論拠として、イギリスにおける資本制生産様式の確立とそれに伴う周期的恐慌に対処してピール条例や同行券の法貨規定が登場してきたことに鑑み、①ピール条例に内在するイングランド銀行券の発行原理—政府貸上金＝保証発行＝〈最低流通必要量〉にほぼ相当すること、この原理がホースフィールド等の指摘するように「1,400万ポンドは同行の資本金＝政府への貸付額まで発券しうるといふ、最初の特許状で同行にあたえられた特権の現代版である」<sup>11)</sup>ことを歴史的に実証したこと、②およびこの最低流通必要量＝〈現金流通〉の範囲内での金貨の流通は、マルクスの規定した流通手段としての「瞬過性、金象徴」によって補助貨→紙幣がその機能的定在になるわけであるが、イングランドではこの紙幣に代位して同行券が代位流通したことが、今日的用語でいえば〈兌換銀行券の現金化〉となり、同行券は事実上法貨となっていた。③さらに恐慌局面にかぎって、この事実上の法貨性を基礎としてイングランド銀行券、それも後述の

ように5ポンド券以上の、当時の比較的大額銀行券が〈卸売業の鑄貨〉として、ピール条例の停止とともに保証発行されたこと。

高木暢哉氏の見解 以上の3点について、高木暢哉氏は私見に批判を寄せられた<sup>12)</sup>。①と②は主として同氏の誤解に基づいており、井上清美氏が近稿「流通必要金量論の総括的一考察」において明快に整理して答えられている<sup>13)</sup>（後述）ので、ここでは③の恐慌局面での同行券の法貨性についての高木氏の論評を聞くことにしよう。

氏はわたしのシェーマ「兌換プラス法貨規定—兌換請求—同行の国債ないし政府貸上金の返済要求—国民への徴税」というイングランド銀行と国家との債権・債務関係（1844年のピール条例に内在する）は、銀行信用に似せて公信用の高次の擬制資本化であり、この信用論的機構の貨幣論的な現象が同行券の法貨規定に具体化していること、この種の同行券が約半分を占めていたこと、さらにこの原理（原始的資本蓄積の時代にはこの種の銀行券が主力であるという意味ではイングランド銀行はまさしく政府の銀行であった）が自由競争段階に必然的に勃発する恐慌局面でピール条例の停止、保証発行の増大は、同条例の二部門分割による銀行部の〈準備銀行券〉の減少、パニック・レートの発動とともに金融政策の先駆形態として有効性を発揮したことを強調したのであった。

この私見にたいし、氏はつぎのように論評され、通説にしたがって自由競争段階では上部構造たる国家の信用（国債）や徴税権を背後にもつ公信用の反作用を否定されたのであった。

「イングランド銀行の支払能力を国家が支え、国家の支払能力を全国民の富が支えるとしても、それはイングランド銀行券の信用貨幣としての性格を強める措置ともみられるのであって、これだけからは、国家紙幣性の論証とはならない。法貨規定についても同様であって、1833年の法貨規定は、国民的信用通貨としての信用力を強めるためのものといつてよからう。もちろん法貨規定ということそれ自身が、信用貨幣であるイングランド銀行券に紙幣的効果を与えることは否定できないが、これはまた別個の問題……。国家信用についても同様である。イングランド銀行券の信用貨幣としての能力を高

めると同時に、また別個の効果をもたらす。<sup>14)</sup>」

1833年や1844年の条例は「イングランド銀行券および市中の預金通貨の信用貨幣性を高めるものであった。けれども……私的信用通貨の一般化、社会化……。イングランド銀行券に内在する紙幣性が高まる。<sup>15)</sup>」

ここでは自由競争段階での「資本一般」の法則(＝静態分析)やその一環をなす<信用制度(私的)>一般を問題としているのではない。氏も認められているように、恐慌局面における同行券の流通根拠であり、それを支える中央銀行信用と公信用との内的連関はいかに理解すべきかということである。マルクスはこの局面で同行券の法貨規定(貨幣論的規定)と国家信用の支持(信用論的規定)を必ず付記しているがその意味をどう理解すべきかということである。氏の理論は要するに同行券の信用貨幣性を補強するの一語に盡きる。「紙幣的効果云々」は蛇足の程度にすぎない、といてよいであろう。しかし、法貨規定や国家信用の支持が加われば、銀行信用ないしその通貨形態の経済的内容は<純粹>の信用貨幣性とはいえず、また氏のようにこれらの契機を外在的要因のみで考えるのは一面的・皮相的であって、これらの内在的関連(前述のわれわれのシェーマを想起してもらいたい)を、再生産論と動態分析の視角で再検討する必要があるだろう。氏は<私的信用通貨の一般化・社会化>あるいは<国民的通貨>ここでは指摘はないが国家信用を<国民的信用>という無概念的用語によって、わたしの銀行券の二重性に答えられているようだが、それならば利子うみ資本の範疇あるいは信用制度じたいが資本関係の物神化したものとして、成立当初からそれらは<一般化・社会化>したものと規定すべきであり、だからこそマルクスも信用機構の基本規定として、さいきんよく引合に出される「流通時間なき流通」と「資本所有の量的制限の止揚」(個別資本視角)と関連して「信用は資本が自己を個別諸資本から区別して措定しようとする形態」<sup>16)</sup>と抱えているのである。

#### 深町郁弥氏の見解

氏はわたしのさきのシェーマにたいし「同行および同行券における国家規定を考察するものに大きな示唆をあたえるものではあるが、そこで<国家信

用>を<公信用>と同一視し、本来兌換規定を前提としてのみ妥当する……銀行券にたいする<法貨>資格を、前者に直接由来するものとして、国家紙幣における強制通用力と同一視されようとするのであれば、同意することはできない。<sup>17)</sup>」として、公信用を国家信用ないし「国民的信用」と区別すべきこと、および資本主義一般と重商主義段階における国家と中央銀行制度との関連における区別が必要であると教示された。そして、氏は同行の発券独占権を実証的に追究されて、同行設立当時の政府貸上金に相当するシールド・ビルよりもその範囲以上に発行された同行券＝ランニング・キャッシュ・ノートの民間への貸付が次第に増加して「国民的流通での地位の強化」を達成したところにその論拠を求められた。<sup>18)</sup>

この批判にたいしてわたしの考えを一言しておくが、①国家规定と中央銀行制度とのかかわりについて段階差を設けることは「体系プラン」や『資本論』の方法がらいつとうぜんの指摘であり異論はない。しかし、公信用と国家信用との区別については、プランでも明確ではなく、『資本論』での当面のナショナル・クレジットを氏は国家信用ないし<国民的信用>と同視して公信用と区別される意図のようであるが、わたしはさいきん<国民的通貨><国民的利潤率>などと同列に<国民的信用>というような無概念的用語を使うことには反対である。ここで区別すべき範疇としては、マルクスも指摘していたように商業信用、銀行信用（＝私的信用）にたいして、それと異質な公信用ないし国家信用の区別がいがないと考えている。②氏がイングランド銀行券の本質を政府貸上金ではなく民間貸付に求められたことはとうぜんのことで賛成だが、問題はピール条例当時1,400万ポンドの政府貸上金に相当する同行券（事実上の法貨）が全体の約半分を占めていたという歴史的現実を軽視して<原理論>の純粋性に執着することは観念論的抽象のきらいはないかという反省も必要であろう。③ここでわたしがもっとも強調している点は恐慌局面での同行券の流通根拠と、プランに指示される恐慌の規定である。この点について氏の見解を別稿によってもう少しみてみよう。

深町氏はマルクスの主要な発券銀行は<奇妙な混合物>であり、その背後

にナショナル・クレジット（氏はこれを国民的信用と解釈）をもち、同行券は〈法定の支払手段〉だという規定についてつぎのように解釈される。

「〈国民的銀行〉〈国民的信用〉における国民的（national）という用語は、一般的商品流通（交換）の歴史的・現実的定在たる世界市場にたいして、社会的再生産過程の統一性により特殊的流通領域として指定される国民的流通の規定にかかわるもの……〈国民的信用〉とは社会的再生産過程の統一性を基胎とする商品流通の連続性にもとづくところの、商品交換当時者相互間における一般的信認を意味するものである。それは銀行券の流通のみならず……紙幣の流通にも欠くことのできないものである。ところで、かかるブルジョア社会における一般的信認関係の外化したものとして、その社会の構成員全体を形式的に平等なものとして制約するところの、国家、権力を抽象的に指定することができるであろう。それは商品流通における等価交換に対応するところの〈国家〉規定というべきであろう。貨幣の形態諸規定の展開、またここでの発券制度の確立において媒介規定としてあらわれるのは、そのような規定性での〈国家〉にほかならないのである。／法貨規定の銀行券にたいする賦与は、国民的領域でのその銀行券の排他的通用を強制するというにほかならず、そのことによって一般的流通・支払手段としての機能取得が完成せしめられることになる。発券制度はここではまさに発展した貨幣制度であり、そのような面で法的規制の対象とされたのである。<sup>19)</sup>」

「その直接の意図（1833年条例によるイングランド銀行券への法貨規定の賦与一引用者）は、同銀行券の一般的支払手段としての流通性の強化をはかることによって、貨幣恐慌のさいの地方銀行の兌換、預金支払が金貨で要求されることによる、イングランド銀行からの金の国内流出を阻止するという点にあったといわれている。／兌換停止前と後とで法貨規定の内容はちがいが、前では等価交換の維持・保証という〈古典的な国家の機能〉後ではブルジョア的所有＝分配関係に介入・強制通用……。<sup>20)</sup>」

少し長い引用になったが、この問題について氏のように「体系プラン」と実証的研究によって体系的に論証し、解明されたものが極めて少ないため

ある。わたしも氏が引用、論評された拙論「兌換銀行券のいわゆる〈転化〉問題」において、法貨規定と強制通用力との概念、その意義の歴史的変遷の実証研究を行なって、兌換停止前においてはこの二つの用語は言葉が違うようにその意味内容も差異があったこと、イギリスでは慣習法のために歴史的に形式と内容とがくい違ってくる変遷の過程が跡づけにくい、アメリカでは用語もその内容の変遷を裏づけるように変わっているので、英米と対比して、南北戦争期や今世紀の兌換停止前後に、法貨と強制通用力の規定が一致してきた経過を論証しておいた。<sup>21)</sup>これははじめにのべた不換銀行券論争の係争点である不換銀行券の〈債務の内容〉について信用貨幣説による政府と中央銀行との債権・債務の説明や法貨規定と強制通用力の峻別について納得がえられなかったためである。したがって、この点の解明においては氏の見解とまったく同じである。

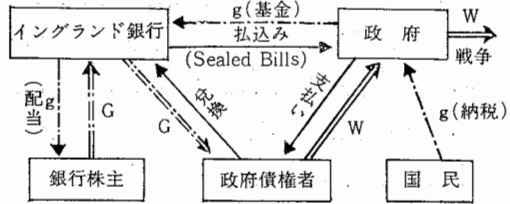
氏との相異点は、前述の③における恐慌局面でのイングランド銀行券への法貨規定の賦与について氏が通説にしたがいこれを同行券の〈国民的通貨〉としての流通力の補強ないし法的追認の程度に解されたこと、および1833年条例が兌換を前提として5ポンド券以上のイングランド銀行券に法貨性を賦与したことの軽視にある。この二点に焦点をしばってつぎに私見と対比してみよう。

- 11) Horsefield, J. K. ; The Origins of the Bank Charter Act, 1844., in Papers in English Monetary History, p. 122. 拙著『信用貨幣論研究』第4章5「兌換銀行券の〈二重性〉の論証と私見」105~119頁参照。
- 12) 高木暢哉『現代不換通貨の価値』未来社。
- 13) 井上清実「流通必要金量論の総括的一考察」(『竜谷大学経済経営論集』第16巻第2号, 50~52頁。
- 14) 高木暢哉, 前掲書, 174~176頁。
- 15) 同上, 同上, 176~177頁。

船場正富『イギリス公信用史の研究』未来社、氏は私のシエーマ(本文参照)とほとんど同じ理解にたたれて、次頁の図式を示されて、つぎのようにのべられている。「公信用と中央銀行を切断し、財政と金融を分離することが、原蓄財政に対抗して上昇してくる産業ブルジョアの、通貨価値擁護のためのスローガンであ

た。それと同時に……産業資本主義の経済過程は、中央銀行の信用を統制しようとする通貨学派の枠を平気でのりこえてしまう。銀行券の国債準備発行は、公債負担に対するさまざまな攻撃にもかかわらず既定の事実であった。そして、資本主義の内的矛盾が、恐慌や戦争という形の爆発をとるとき、通貨価値も公信用も古典学派の夢をうち破ってしまうのである。」(同上, 126頁)。

イングランド銀行にみる *fund of credit*



- 注 1. 銀行による発券業務は一部略されている。  
 2. 銀行株主と政府債権者はいわゆる「City Merchants and moneyed Men」とされる同一階級と思われる。舟場前掲書56頁, 注記, 同氏。

- 16) マルクス『経済学批判要綱』Ⅲ, 608頁。  
 17) 深町郁弥「イングランド銀行の創設と公信用制度」(『経済学研究』第29巻第4号, 92頁)。  
 18) 同上, 同上, 116頁。  
 19) 同上, 「中央銀行論序説—貨幣制度と信用制度」40周年記念経済学論文集, 483~484頁, 傍点—引用者。「公信用と信用制度」(『経済学研究』第37巻1~6号, 183~185頁参照)。  
 20) 同上, 同上, 486頁, 傍点—引用者, 『資本論講座』5. 青木書店, 「イングランド銀行」350~351頁参照。  
 21) 松井安信, 前掲書, 第5章(2)「法定支払手段と強制通用力」155~162頁参照。

### 3. 恐慌局面での兌換銀行券への法貨性賦与および〈国家信用〉の支持について

1) 1833年条例による同行券への法貨性の賦与について 周知のようにこの条例は兌換が維持されるかぎり, という条件で5ポンド券以上の, イングランド銀行券に法貨性を賦与した。ここではその詳細は拙著にゆずって, 当面の問題にしぼって若干考えてみよう。当時の議会証言や統計をみると, 20ポンド券を境にそれ以下を小額面銀行券と呼んでいた (『資本論』(岩)⑩ 322~323頁)。ところで, この額面の同行券が当時約半分流通していたことは

前述のとおりである。—18世紀末から19世紀初頭のナポレオン戦争中は2ポンド券、1ポンド券も流通していたが戦後これらは発行禁止された。—したがって、この5ポンド～10ポンドのいわゆる〈小額銀行券〉が法貨とされたのは、議会証言やT・トウクの著述にも明らかなように小額銀行券の保護の見地からと、いま一つは、これまでわれわれが論証してきた〈最低流通必要金量<sup>22)</sup>〉に相当する紙幣流通の同行券による代位部分、今日用語でいえば銀行券の現金化の追認—その代位のメカニズムが利子うみ資本による〈一般流通〉の吸着われわれの用語でいえば公信用ないし国家信用の銀行信用に擬制した、高次の擬制資本化でありピール条例の政府貸上金を保証にした同行券の発行特権の〈現代版〉といえよう。つまり一般流通（5～10ポンド券ではかなり大きな額面であるが）にある銀行券の兌換性の後退であり、事実上の法貨性の法的追認である。

しかし、ここで重要なことは、第1、前述の所得流通＝一般流通領域の、いわゆる〈最低流通必要金量〉の範囲内での銀行券への法貨性の賦与ではなく、その範囲を超える銀行券への法貨性の賦与、すなわちこれらの銀行券は資本流通＝商業流通領域で決済に必要な〈卸売業の鑄貨〉に代わって、とりわけ恐慌局面では重要な役割を果していた。その存在形態は周知のように各地方銀行手許準備金としてか、イングランド銀行への預け金—ピール条例の例の二部門分割以降は同行銀行部の〈準備銀行券〉の形態がそれであった。したがって、同行券への法貨性の賦与は、通説や高木、深町阿氏のいわれるようなイングランド銀行券一般のそれではなく、1833年条例の真の目的は卸売業の鑄貨に使われる大額銀行券の法貨性にあり、このことによってその流通性を強化し「貨幣恐慌のさいの地方銀行の兌換、預金支払が金貨で要求されることによる、イングランド銀行からの金の国内流出を阻止する」〔深町、前出〕効果を狙ったものと解されるべきであろう。

井上清美氏は高木氏が私見を批判された論点—銀行券の紙幣化の論拠は私見のように最低流通必要金量の範囲内での銀行券による紙幣代位だけでは不十分で、流通手段の〈孤立化〉は「一般的必要条件であろうが、それを他の



価値表章から区別する特殊本質規定条件とはなりえない」として〈強制通用力〉をあげられた一にたいし、つぎのコメントをつけておられる。5ポンド券以上の法貨性の解明にとって示唆に富んでいると思うのでつぎに引用しておこう。

「松井教授にとっては、最低流通必要金量以内における通貨要因の紙幣化ということが、再生産面からの要請でおこるところに強調点があったと思う。特殊本質要因（高木氏の言葉—引用者）が具体的に必要であるのは、きびしく云えば最低流通必要金量をこえた部分<sup>23)</sup>についてである。」

第2、しかし、このような限定条件（1833年条例による）をつけても、深町氏らの〈流通性の強化〉〈法的追認〉説は恐慌局面にあてはめてみて支持しがたいように思われる。いうまでもなく、当時の「通貨論争」や調査委員会の目的、ピール条例そのものが恐慌と銀行券との関連性を契機としていた。ところが深町氏を例にとると、前の引用にみられるように、「〈国民的信用〉とは社会的再生産過程の統一性を基胎とする商品流通の連続性にもとづくところの、商品交換当事者相互間における一般的信認」とのべられ、別稿では〈国民的通貨化〉について「国民的流通での再生産の流動性と資本相互間におけるその相互依存性を基礎とする信用の展開……に支えられ云々<sup>24)</sup>」中央銀行を頂点として国民的規模での信用支払連鎖の完結性、いわば円形化が与えられる。<sup>25)</sup>みられるように〈国民的信用〉や〈国民通貨化〉を支えているのは再生産の流動性と資本相互間の債権・債務の交錯と相互依存性、中央銀行を頂点とする国民的規模での支払連鎖の完結性＝円形化による完全相殺の論理である。『資本論』の「理想的平均」の想定のもとでの「資本一般」の法則を解明するばあい、氏のここでの経済法則追認説、単純国家規定による同行券への法貨性の賦与—国民通貨化の見解は一般流通領域での銀行券を除いて賛成してよいであろう。しかし、ここでの問題はうえにみた「国民的規模での支払連鎖」の中断「再生産の流動性」がそごした恐慌局面での中央銀行券（それも大額面の）への法貨性の賦与が主として決済手段としての〈卸売業の鑄貨〉との関連で問われているのである。

ピール条例以降の事態の推移をみると、周知のように恐慌のたびごとに通貨原理の誤りとそれに基づく同条例が停止され、制度的・人為的に作りだされた同行銀行部の〈準備銀行券〉が優良な担保物件によるパニック・レートで〈保証発行〉された。いまは指摘するだけにとどめるが、この保証発行によって主として既存債務の支払手段＝〈卸売業の鑄貨〉の代わりに貸付けられた比較的大額銀行券＝保証発行銀行券と法貨性の賦与との論理的・歴史的関連としてピール条例に内在している〈特許状〉の利用が考えられないかという推論である。

三宅義夫氏の解釈 三宅氏は主要な発券銀行のばあい「事実上ナショナル・クレジット」を背後にもち、その銀行券は法貨だというマルクスの規定について、「信用貨幣—これは中央銀行券であれば金で支払われるという信頼に基づくものであるが一の〈信用〉とは異なるものであって、不換紙幣でも必要とされるような〈信用〉のことであろう。たとえば「1797～1817年……のイングランド銀行の銀行券は、国家によってのみ信用を有していた」（『資本論』<sup>26)</sup>（岩）⑩ 357 頁）といているそれと同じものと考えられる。」

他方、恐慌局面での同行銀行券の流通根拠は兌換性に基づくのか法貨性に基づくのか、について—マルクスの規定するところの手形流通はまったくだめになるが、同行銀行券だけが「流通能力を維持している。というのは、国民がその全部の富をもって同行の背後に立っているからである。」（同上、（岩）⑩ 355 頁）をどのように理解するかについては、兌換性あるいは法貨性のいずれであるか「一読して明快というものではない」がエンゲルスの同主旨の箇所（同上、⑩ 379 頁）と比較してみると兌換性にたいする信頼を念頭において書かれておいてマルクスの規定と若干差異があると解釈、結論的には「具体的にどういふことであるのか十分に納得できない」と半ば匙を投げた恰好になっている。マルクス信用論の厳密な解釈においては第一人者である三宅氏にしてこの恐慌局面での同行券の流通根拠に関する古典の解釈はむずかしいのである。

しかし、諸氏の理解をむずかしくした理由として、一方では『資本論』の

静態分析と動態分析の方法の未整理や混同がみられ、他方で当面の銀行券の流通根拠としてマルクスの〈国家信用〉ないし〈公信用〉という信用論的指示が軽視されてあまりにも貨幣論の規定にかかわりのある兌換規定か法貨規定かの究明に偏りすぎがみられたことによるのではなからうか。深町氏のばあい、再生産の流動性が〈国民的信用〉の前提であったことはさきにみたとおりであるが、恐慌局面でその流動性がそごすることが十分に予想されるのに、懲罰的な高金利と優良担保貸付さえ実行されれば兌換の維持は確保されると指摘されるにとどまっている。まさに「資本一般」の方法の典型である。この論理次元では、貨幣論的究明から信用論的究明へ展開され、両者の統一した理論体系を構築されるべきだと思われるのだが、氏はさいぎんの論文で、この問題の論証は貨幣論、貨幣制度論の課題であるとしてつぎのよりのべられているのである。

「この〈銀行券—引用者〉現金化……銀行券の発券集中、その統一化の論理（法貨性の賦与など—引用者）を明らかにするためには、信用論の領域から貨幣・貨幣制度論の領域に視座を移さなければならない」として貨幣の諸機能を保証するための「国家の貨幣制度上の措置」その一環として発券集中を促進する法貨規定や兌換性を維持する法的義務がのべられている。そのあとで「発券制度と〈国家〉規定」の項が設けられ期待をつないだのであるが、その内容は①マルクスの単純流通の次元での等価交換を実現するための国家規定と②ブルジョア社会の階級対立・支配としての国家規定の指摘はあるが、「発券制度への国家干渉の内容を単純流通での貨幣流通のそれと同一線上でとらえる……。中央銀行は兌換性の維持されている段階でもすでに私的信用制度の枠を抜け出した支配階級の共有する公共的な施設となっている。……このようにみれば、マルクスのいう〈国民的銀行〉という言葉の含蓄するところは、右の私的信用制度の枠を抜け出した公共性を示唆したものであろう。また〈国民的信用〉というのは、国民的流通を構成する諸階級に属する諸個人間における流通を支えていく、私的利害をこえた一般的信託と理解すべきであろう。」とこれまでの主張の繰り返しとともに新たに矛盾した論理が付加

されたにとどまっている。

貨幣論の規定—単純流通の論理次元に照応して—が一般的・抽象的规定として信用論の論理次元に貫徹することはいうまでもないが、信用論次元まで上向・具体化した〈発券集中〉とか恐慌局面での法貨規定の解明の段階でなぜ〈視座〉を移して貨幣論還元主義的方法をとらねばならないのか、また、無概念的で階級支配を隠蔽する用語とも思われる〈国民的信用〉にこだわって、階級社会における「中央銀行は……私的信用制度の枠を抜け出した支配階級の共有する公共的な施設」といつつ「私利私欲をこえた一般的信託」といった相互に相矛盾し対立しあう規定を行なわれるのか理解に苦しむ。その点についての詳細な論評は高山洋一氏「中央銀行論の問題視角」<sup>28)</sup>にゆずることとする。

われわれは、この恐慌局面での銀行券の流通根拠、その論拠とメカニズムの論証の〈限界突破〉の方法として深町氏のように貨幣論・貨幣制度論にこの問題を限定するのではなく信用論・信用の擬制資本化の究明が必要であると考えている。

2) 信用論的规定—公信用の擬制的貸付資本化による恐慌局面での一時的支援について—ここでの問題はこれまで貨幣論的に追及してきた恐慌局面における中央銀行券の流通根拠を十分納得できるように信用論的に解明することである。

信用論的アプローチ—その方法はさいきんの信用論の動向にみられる『資本論』の動態化—景気変動の経過における信用の役割を理論的に体系化し、貨幣論レベルの抽象的形態規定を当時の現実的資本の運動に即応して具体化することである。そのさい、とくに重要と思われる景気局面は再生産の均衡が不均衡化する活況・繁栄局面と不均衡の均衡化する恐慌局面での再生産の動向と信用とのかかわり—より具体的にいえば流通必要量（とくに支払手段機能にもとづく）の動向と信用貨幣＝擬制的貸付資本＝信用創造と準備金との関連—利子率の変動を理論的に体系化することである。

それに接近するため、わたしもこれまで理論的・実証的研究を提示してき

たが、ここでは以上みてきた諸氏の見解と対比するいみで信用論的に体系化する骨組みをのべておくにとどめたい。

高木、深町氏らが強調されるように、産業資本主義段階では信用制度は産業資本の産物として社会総資本の再生産と流動性に支えられ、信用制度の基軸にある中央銀行信用は〈国民通貨化〉するが、他方、そうであるからこそ景気変動の波に洗われ、周期的恐慌の局面で兌換性の危機に見舞われるのも必然である。かくて、ピール条例以降の現実の動きをみると、市中銀行への取付けと手許準備金の枯渇、市中レートの昂騰からイングランド銀行への預け金の引出し、同行銀行部の〈準備銀行券〉の減少→ピール条例の停止、パニック・レートへの公定歩合の引上げと優良担保貸付けと連動し、同行は今日的にいう中央銀行の金融政策＝兌換準備金の防衛と金融引締を行うことになる。この過程において、信用論的契機としては一方で国外からの高金利めあてのホット・マネーの流入による兌換準備金の充当がみられ、他方、国内的には政府と同行との協議による懲罰的金利引上げと優良担保貸付による銀行券の発行（主として決済手段としての前述の大額面銀行券で法貨性を与えられた）が実施される。今日的にいう〈保証発行〉の拡大である。このばあい信用論的に重視すべきことは、ピール条例に内在・制度として組みこまれていた同行設立当時の〈特許状〉の発券原理—政府と中央銀行との間の貸借—銀行信用に似せて公信用を擬制的貸付資本化する発券原理である。マルクスじしんもこれまで問題としてきた規定、〈ナショナル・クレジット〉の背景としてこの発券原理を想定していたことは彼の例示（前述の三宅氏の見解も参考）によっても十分窺われることである。しかし、産業資本主義段階ではこの原理が発動されるのは恐慌局面にかぎられ、それも同行券の兌換停止までいかないで、信用論的な高金利と金の流入で兌換準備金がカバーされるにいたっている。そのあとで本格的な産業恐慌—信用恐慌が襲来する。景気変動の過程で進展した生産力の発展と資本の有機的構成の高度化に伴う〈価値革命〉の貫徹、諸資本の集中・集積運動の展開へとつづく。この恐慌局面で深町氏のいわれる「発券制度への国家干渉の内容」は〈単純国家〉のそれ

でなく、「私的信用制度の枠を抜け出した支配階級の共有」施設としての中央銀行を媒介とした〈公共性〉と〈国民的信用〉にヴェールを蔽われた国民一般大衆の動員、体制擁護のための犠牲＝負担転嫁、これがプランにいう世界市場と恐慌の内容であろう。わたしが提示したさきの銀行券の〈二重性〉一貨幣論的規定と信用論的規定の理論的統一のシェーマもその指示にしたがって考察しようとしたものである。

- 22) トゥーク, T・『通貨原理の研究』玉野井訳, 127~128頁, 彼は銀行(発券)の倒産や銀行券の減価が起るばあい, その保持者である「下層階級」は受取り拒否の自由選択権も「自ら護る力」ももたないので, 政府は鑄造高権で保護すべきことを主張している。
- 23) 井上清美, 前掲論文, 51~52頁, 傍点一引用者。
- 24) 深町郁弥『資本論講座』5. 350~351頁。
- 25) 同上『40周年記念経済学論文集』481頁。
- 26) 三宅義夫『マルクス信用論体系』日本評論社, 199頁。
- 27) 深町郁弥「9. 中央銀行」川合一郎篇『金融論を学ぶ』所収, 84~85頁。
- 28) 高山洋一「中央銀行論の問題視角一貨幣論と資本・信用論の統一的把握」(『旭川大学紀要』第5号, 183~185, 189~190頁参照)。